特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	身体障害者手帳発行管理事務に係る特定個人情報保護 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

埼玉県は、身体障害者手帳発行管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

埼玉県知事

公表日

令和5年1月4日

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

I 関連情報				
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務			
①事務の名称	身体障害者手帳発行管理事務			
②事務の概要	身体障害者福祉法に基づき、身体障害者手帳の台帳を管理し手帳を発行する。 市町村で受付と本人確認を行った申請について、法に定める障害に該当することを医師の診断書に基づいて審査し、手帳の交付を行っている。 障害者関係情報については、情報提供対象となっているため、統合宛名システムを経由して中間サーバーへの副本の登録を行う。			
③システムの名称	身障・療育手帳交付システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム			
2. 特定個人情報ファイル	名			
身体障害者手帳交付台帳ファ	イル			
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番11			
4. 情報提供ネットワークシ				
①実施の有無	<選択肢>			
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 項番10、14、16、16の2、20、27、28、31、54、55, 56の2、57、79、85の2、106、108、116(情報提供)			
5. 評価実施機関における	担当部署			
①部署	福祉部総合リハビリテーションセンター			
②所属長の役職名	センター長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求			
請求先	埼玉県総合リハビリテーションセンター 上尾市西貝塚148-1 048-725-0216			

埼玉県総合リハビリテーションセンター 上尾市西貝塚148-1 048-725-0216

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[10万人以上30万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和4	年3月31日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		令和4	年3月31日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類							
	書及び重点項目評価書] 施機関については、それぞれ重点	項目評価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 [目評価書において、リスク対策の詳細が記載					
されている。								
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供ネットワークシステム	を通じた入手を除く	。)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの	D取扱いの委託		[]委託しない					
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転		ステムを通じた提供を						
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[〇]接網	記しない(入手) []接続しない(提供)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	τ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
7. 特定個人情報の保管・2	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
8. 監査								
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査					
9. 従業者に対する教育・啓	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない					

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年2月1日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用 法令上の根拠		番号法第9条第1項 別表第一 項番11 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令 第11条	事後	主務省令の制定
平成28年2月1日	トワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番16、27、28、31、54、55,56の2、57、79、106及び116(情報提供)	番号法第19条第7号 別表第二項番16、27、28、31、54、55,56の2、57、79、106及び116(情報提供) 番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号ハ、同条第3号ハ、第20条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第6号、第25条第1号イ、第2号から第10号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第28条第1号イ、第30条第3号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第42条第1号、第53条第1号イ、第2号イ、第3号イ(情報提供)	事後	主務省令の制定
平成28年2月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数	平成27年2月1日時点	平成27年12月1日時点	事後	時点修正
	IIしきい値判断項目 2. 取扱 者数	平成27年2月1日時点	平成27年12月1日時点	事後	時点修正
	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長	高木 博史	丸山 徹	事後	人事異動
平成29年3月30日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数	平成27年2月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	時点修正
平成29年3月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱 者数	平成27年2月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	時点修正
平成29年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネッ	28、31、54、55、56002、57、79、100及び110(情報提供) 報提供) 番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表 第二の主務省令で定める事務及び情報を定め る命令第12条第1号ハ、同条第3号ハ、第20条 第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2 号イ、同条第3号、第22条第1号イ、第2号から第 10号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第29 条第1号、第4号イ、第5号八、同条 第2号八、第4号八、第4号八、第4		事後	主務省令の制定
平成30年3月29日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数	平成28年12月1日時点	平成29年12月1日時点	事後	時点修正
平成30年3月29日	IIしきい値判断項目 2. 取扱 者数	平成28年12月1日時点	平成29年12月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月29日	I 関連情報 3. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19余第7号 別表第一項番16、27、28、31、54、55,56の2、57、79、106及び116番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号へ、同条第3号ト、第20条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、第2号から第11号、第28条第1号イ、第28条第1号イ、第29条第4号、第28条第1号、第28条第1号、第28条第1号、第28条第4号、第48条第4号、第48条第4号、第48条第4号、第48条第4号、第48条第4号、第48条第4号、第48条第4号、第48条第4号、第48条第4号、第48条第4号、第48条第48号、第48条第48号、第48条第48号、第48条第48号、第48条第4号、第48条第4号、第48条第4号、第48条第4号、第48条第4号、第48条第4号、第48条第4号、第48条第48号、第48条第48号、第48条第48号、第48条第48号、第48条第48条第48号、第48条第48号、第48条第48号、第48条第48号、第48条第48号、第48条第48号、第48条第48号、第48条第48号、第48条第48号、第48条第48号、第48条第48号。第48条第48号,第48条第48号,第48条第48号,第48条第48条第48号,488条第48号,488条第48号,488条第48号,488条第48号,488条第48号,488条第488号,488条第488号,488条第488号,48888号,48888号,48888号,48888号,48888号,48888号,48888号,48888号,488888号,488888号,488888888	番号法第19条第7号 別表第二項番16、27、28、31、54、55,56の2、57、79、106及び116(情報提供)番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号へ、同条第2号ホ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、第2号から第10号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第28条第1号イ、第58条第1号八、同条第2号ト、第48条第1号、第53条第1号口、第2号口、第3号イ、第55条第2号ト、同条5号イ、同条第6号二、同条第10号ハ(情報提供)	事後	主務省令の制定
平成31年3月28日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ②所属長 の役職名	センター長 丸山 徹	センター長	事後	記載事項修正
平成31年3月28日	人致	平成29年12月1日時点	平成31年2月1日時点	事後	時点修正
平成31年3月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱 者数	平成29年12月1日時点	平成31年2月1日時点	事後	時点修正
平成31年3月28日	I 関連情報 3. 情報提供ネッ	28、31、54、55、56の2、57、79、106及び116(情報提供) 報提供) 番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号へ、同条第2号ホ、同条第4号ト、同条第6号ホ、同条第6号・第20条第2号イ、同条第6号、第22条第1号イ、同条第2号の条第1号(第20条第1号)第20条第1号(第20条第1号)第20条第1号(第20条第1号)第20条第1号(第20条第1号)第20条第1号(第20条第1号)第20条第1号(第20条第1号)第20条第1号(第20条第1号)第20条第1号(第20条第1号)第20条第1号(第20条第1号)第20条第1号(第20条第1号)第20条第20条第1号(第20号)第20条第20号)第20条第20号)第20条第20号)第20条第20号)第20条第20号)第20条第20号)第20条第20号)第20条第20号)第20条第20号)第20条第20号)第20条第20号)第20条第20号)第20条第20号)第20号)第20号)第20号)第20号)第20号)第20号)第20号)	番号法第19条第7号 別表第二項番16、20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116(情報提供) 番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号へ、同条第2号ホ、同条第4号ト、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、第2号から第11号、第28条第1号イ、第2号から第11号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第42条第1号、第43条の41号イ、第53条第1号口、第2号口、第3号イ、第55条第1号ト、同条5号イ、同条第6号二、同条第10号ハ、第59条の2第1号ト(情報提供)	事後	主務省令の制定
平成31年3月28日	Ⅳリスク対策	-	新様式への変更(IVリスク対策を追加)	事後	主務省令等の改正
令和2年3月30日	人数	平成31年2月1日時点	平成31年3月31日時点	事後	時点修正
令和2年3月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱 者数	平成31年2月1日時点	平成31年3月31日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	I 関連情報 3. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	27、28、31、54、55,56の/2、57、79、850/2、106、108、116(情報提供) 番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号へ、同条第2号ホ、同条第4号ト、同条第6号ホ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第5号イ、同条第2号イ、同条第1号イ、第2号から第11号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第42条第1号、第43条の4日、第5号ハ、第6号イ、第42条第1号、第34条の4日、第5号ハ、第6号、第34条の4日、第5号、第5号、第6号、第42条第1号、第24号、第54号、第54号、第54号、第54号、第54号、第54号、第54号、第5	番号法第19条第7号 別表第二項番20、27、28、31、54、55,56の2、57、79、85の2、106、108、116(情報提供) 番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第1号口、第4号口、第11条第1号口、第12条第1号ト、同条第6号へ、同条第8号ト、第12条の二第1号、第14条第1号イ、同条第2号イ、12条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、第2号から第11号、第28条第1号イ、第25から第10号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、第4号、第55号、第35条第1号、第45条第1号、第45条第1号、第55条第1号ト、同条5号イ、同条第6号二、同条第1号八、第59条の2第1号ト(情報提供)	事後	主務省令の制定
令和3年3月30日		28、31、34、35,36002、57、79、85002、106、108、116(情報提供) 番号法別表第二の財定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定め	番号法第19条第7号 別表第二項番20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116(情報提供)番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第1号口、第4号口、第11条第1号口、第12条第1号ト、同条第6号へ、同条第8号ト、第12条の二第1号、第14条第1号イ、同条第8号ト、第12条の二第1号、第14条第1号イ、同条第2号イ、回条第3号、第21条第1号イ、原条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、第2号から第11号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、第4号、第3条の41号イ、第5号ハ、第5号、第55条第1号ト、同条5号イ、同条第6号二、同条第11号ハ、第59条の2の2第1号ト(情報提供)	事後	主務省令の制定
令和3年3月30日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数	平成31年2月1日時点	令和2年3月31日時点	事後	時点修正
令和3年3月30日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱 者数	平成31年2月1日時点	令和2年3月31日時点	事後	時点修正
令和3年12月27日	I基本情報 3. 個人番号の 利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番11 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令 第11条	番号法第9条第1項 別表第一 項番11	事後	「特定個人情報保護評価指針 の改正」(令和3年2月5日)に 伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	で、第14年第1号1、同朱第2号1、20年第2号 イ、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、 第22条第1号イ、第2号から第11号、第28条第1 号イ、第2号から第10号、第29条第1号、第30条 第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、第4号 イ、第5号ハ、第6号ハ、第7号イ、第42条第1 号、第43条の41号イ、第53条第1号ハ、第2号 口、第3号イ、第55条第1号ト、同条5号イ、同条 第6号二、同条第11号ハ、第59条の2の2第1号 ト(情報提供)	番号法第19条第8号 別表第二 項番10、14、16、16の2、20、27、28、31、54、55,56の2、57、79、85の2、106、108、116(情報提供)	事後	番号法の改正、 「特定個人情報保護評価指針 の改正」(令和3年2月5日)に 伴う変更 及び 記載事項修正
令和3年12月27日	* *>>*	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	時点修正
令和3年12月27日	者数	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	時点修正
令和5年1月4日	人釵	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	時点修正
令和5年1月4日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱 者数	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	時点修正